

31 主観的起算点(改正民法166条1項1号)における「権利を行使することができる」は、客観的起算点(改正民法166条1項2号)におけるそれと同じ意味か。

結論 異なる(私見)。

1 問題点の提示

旧166条1項の「権利を行使することができる時」の解釈に行使につき法律上の障害がなくなった時をいい、権利者が権ことを知っている必要はないとする法的可能時説と、権利を現実に期待できた時とする現実的期待可能時説の対立がある。166条1項では、主観的起算点から5年の時効を同項1号に、客10年の時効を同項2号にそれぞれ規定しているが、両号とも「ことができる」という文言を用いている。そこで、主観的起改正民法166条1項1号で用いられている「権利を行使すること客観的起算点を規定する同項2号で用いられている「権利をできる」とは同じ意味であるか、という疑問が生じる。

2 改正前の議論

民法(債権法)改正検討委員会は、民法(債権法)改正検冊NBL126・199において、客観的起算点=債権の一般的起算点=債権の現実的権利行使期待可能時として、両者のいた。

70回会議での鹿野委員は、中段に使用されている「権利を行使する」という文言であるが意味に違いがある。債権発生の原因及び債務者を知るときより前に債権発生の原因を知ることができる時」という走効期間を新たに設け」と表現された。案では、後段のほうの「債権発生が、むしろ、権利行使の現実

内容見本 (A5判縮小)

第13章 時効期間—損害賠償請求権

〔生命・身体の侵害における時効期間の特則〕

84 債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権の時効期間は何年か。

結論 主観的起算点から5年、客観的起算点から20年である。

1 改正民法167条

債務不履行による人の生命または身体の侵害に基づく損害賠償請求権につき、改正民法167条は、次のように客観的起算点からの時効期間である10年の原則(改正民法166条1項2号)に対してこれを20年に伸長している。

協議を行う旨の合意による時効完成の猶予は、「協議」が時効完成猶予事由ではなく、「協議を行う旨の合意」を時効完成猶予事由とするものであるから、文言としては「協議を行うことに合意します」と表現することがより正確になると考える。ちなみに、「協議中は時効の完成を猶予します」という表現は避けるべきである(しても構わないとする者として、石井・金法2029・43)。合意によって時効の完成猶予の効力を生じさせるものではなく、協議の合意という事由に時効の完成猶予の効力を付与したものであるからである。

(4) 協議の期間

合意の対象はあくまでも協議の期間であり、完成猶予期間ではないため、時効の「完成猶予期間として本日から 月 日までとする」といったような合意は許されないことに注意が必要である。

(5) 合意文書の作成日付

次に、協議を行う旨の時効完成猶予の期間は、期間を定めなかった場合には「その合意があったときから」1年間であるので、合意の文書を作成した日付として「平成 年 月 日」の記載を書面上明らかにすることは重要である。もちろん、協議を行う期間の始期と終期を定めたときは、その必要性は薄れる。

3 参考文例(差入書方式)

以上のような検討を踏まえた参考文例は、以下のとおりである。これは、差入書方式を想定しているものであるが、この書面に対して、承諾の書面を作成しても差し支えない。

協議をする旨の合意書

貴殿(貴社)が、私(当社)に対して請求している下記権利に関して、

時効についての「期間」とあるのは、

166条1項1号により、

侵害による損害賠償

20年

5年

第13章

★民法改正による時効法の大改正に対応した待望の最新版!



〔民法改正対応版〕

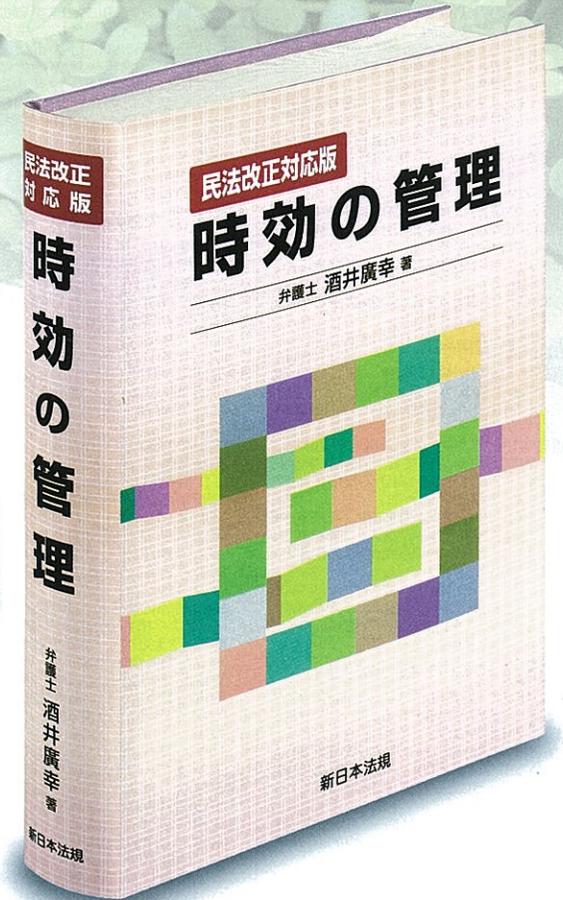
時効の管理

著 酒井 廣幸 (弁護士)

◆消滅時効の起算点・時効期間の見直しや、職業別短期消滅時効・商事時効の廃止など、実務が大幅に変更!

◆改正後の時効管理について深く掘り下げ、解説した内容!

◆債権管理規程・文書管理規程の見直しに必要不可欠!



A5判・総頁750頁 定価8,250円(本体7,500円) 送料460円

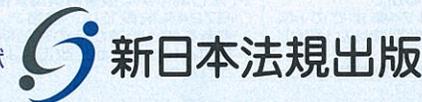
0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く) WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/ E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1 (2020.10) 51000171

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ 法律出版社ならではの情報を発信



